

- (7) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムから本工事の入札説明書及び全ての配布資料をダウンロードしない者又は支出負担行為担当官の指定する方法での交付を受けない者は入札に参加することができない。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 当該設備の製作に係わる設計管理、工程管理及び検査・試験等の品質管理を自ら行える体制等を有していること。
- (12) 本工事における当該設備を引渡し後、当該設備の障害時の支援体制、保守部品の供給体制並びに技術的内容の問い合わせに対応できる体制を日本国内に確保していること。
- 3 総合評価に関する事項
- (1) 評価項目 本工事の総合評価は、次の②の技術提案を受け付け、①及び②と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。
- ① 施工体制(品質確保の実効性、施工体制確保の確実性)
- ② 技術提案(指定テーマ:本工事の設備の品質確保において施工上配慮すべき事項)
- (2) 総合評価の方法
- ① 標準点 本工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。
- ② 施工体制評価点及び加算点 入札価格及び技術提案の内容に応じ、上記(1)①の評価を行い施工体制評価点を与え、また技術提案の評価を行い、加算点を与える。なお、施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は60点とする。
- ③ 入札価格及び技術提案に係る総合評価標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除して得た数値(以下「評価

値」という。)をもって行う。なお、上記②の評価項目の詳細及び加算点の算出方法は入札説明書による。

(3) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。
- (ア) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。
- (イ) 評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値を下回らないこと。
- ② 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

4 入札手続等

- (1) 担当部局 〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号仙台合同庁舎B棟 国土交通省東北地方整備局総務部契約課契約第一係 電話022-225-2171(代) 内線2526
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法 入札説明書を電子入札システムにより交付する(電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「登録文書一覧」欄から、ダウンロードすること。)。交付期間は、別表1①に示す期間。ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加者は上記(1)の担当部局へその旨申し出ること。
- (3) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法 申請書及び確認資料は、別表1②に示す期日までに電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式の場合は上記(1)に持参、郵送(書留郵便に限る。提出期限必着。以下同様。 )又は託送(書留郵便と同等のもの)に限る。提出期限必着。以下同様。)により提出すること。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札の方法 入札の締切は、別表1③に示す期日。入札は電子入札システムにより行うこと。なお、紙入札方式の場合は上記(1)の担当部局に持参、郵送又は託送により提出すること。開札は、別表1④に示す日時に東北地方整備局入札室にて行う。

(5) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

- ① 期間 別表1⑤に示す期間。
- ② 場所 上記(1)に同じ。
- ③ 方法 持参、郵送又は託送により提出すること。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ① 入札保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行青葉通代理店(七十七銀行本店))。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 東北地方整備局)又は銀行等の保証(取扱官庁 東北地方整備局)をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
- ② 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行青葉通代理店(七十七銀行本店))。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 東北地方整備局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効 競争参加資格のない者のした入札、申請書及び確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 落札者は、上記3に定めるところに従い評価値の最も高い者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その限りではない。
- (5) 配置予定技術者等の確認 落札者決定後、CORINS等により配置技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばない

- ことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び確認資料の差し替えは認められない。
- (6) 専任の主任技術者(又は監理技術者)の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任技術者(又は監理技術者)とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (7) 契約締結後の技術提案 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、提案することができる。提案が適切と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。なお、入札時のVE提案の範囲となっている提案事項については、契約締結後の技術提案の対象外とする。
- (8) 手続における交渉の有無 無。
- (9) 契約書作成の要否 要。
- (10) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (11) 施工体制確認のためのヒアリング及びヒアリングに際して追加資料の提出を必要に応じて行う。
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (13) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時にいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」(平成30年10月1日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示)別記に掲げる当該者(当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。)の本店所在地(日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所